

## 沖縄県北部医療組合議会の定例会の招集時期に関する規則

令和5年4月1日規則第4号

沖縄県北部医療組合議会の定例会の招集時期に関する規則をここに公布する。

### 沖縄県北部医療組合議会の定例会の招集時期に関する規則

沖縄県北部医療組合議会の定例会の回数を定める条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第11号）に基づく定例会は、2月及び8月に招集する。ただし、特別の事情があるときは、招集を翌月に繰り下げることができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。